

コンクリート構造物の配筋探査技術者
(土木、建築)
資格認証制度のご案内



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

資格試験センター

目次

1. 資格認証制度について	1
2. 資格認証の名称	1
3. 適用規格・規準	2
4. 対象範囲	2
5. 資格認証技術者の能力	2
6. 試験の種類	3
7. 受験申請資格	4
8. 資格認証技術者の要件	5
9. 認証登録	6
10. 資格証明書の有効期間	7
11. 資格登録者リスト掲載事項	7
12. 雇用主の順守事項	7
13. 認証組織	8
配筋探査資格認証試験	
(土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法) のステップ	9
配筋探査資格 (土木・電磁波レーダ法) 認証取得のステップ	10
配筋探査技術者 (土木・電磁誘導法) 資格認証のステップ	11
配筋探査技術者 (建築) 資格認証のステップ	12
資格更新、再認証のステップ	13

1. 資格認証制度について

国土交通省は、平成 17 年度より国が発注する橋梁工事において、コンクリート構造物の適正かつ長期の品質確保のため、「電磁誘導法及び電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり厚さ測定」の義務づけを進めています。これに呼応して、日本非破壊検査工業会では、平成 17 年度から「コンクリート中の配筋探査講習会」を開催し、電磁誘導法及び電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の配筋探査とかぶり厚さ測定の非破壊検査技術者の養成と技術力の向上を図ってまいりました。また、平成 20 年からは、コンクリート構造物の配筋探査技術の更なるレベルアップと信頼性の向上を図るため、「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」を立ち上げ、現在まで多くの配筋探査技術資格者を輩出してきました。

他方、建築分野では平成 21 年 2 月改訂の日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2009」において、構造体コンクリートの鉄筋位置とかぶり厚さの測定が「JASS 5 T-608」として規定され、当工業会では平成 21 年から「JASS 5 T-608 講習会」を開催し「配筋探査技術者」の養成という社会的要求にも応えてきました。この度、当工業会では「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」として、従来 1 つの資格であった「土木(橋梁)配筋探査技術者資格」{現：コンクリート構造物の配筋探査技術者（土木）資格}を（土木・電磁波レーダ法）と（土木・電磁誘導法）に分け 2 つの資格としました。また新たに、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」に規定された、「建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格」{現：コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格}についても技術者の育成および資格認証をしております。ここに当工業会が認証する配筋探査技術者資格（土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法、建築）制度について、ご案内申し上げます。

2. 資格認証の名称

- (1) コンクリート構造物の配筋探査技術者資格（土木・電磁波レーダ法）
以下、配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）と略す。
- (2) コンクリート構造物の配筋探査技術者資格（土木・電磁誘導法）
以下、配筋探査資格（土木・電磁誘導法）と略す。
- (3) コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）
以下、配筋探査資格（建築）と略す。

3. 適用規格・規準

次に掲げる規格・規準類は、その最新版を適用する。

- (1) 国土交通省大臣官房技術調査課編：非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
- (2) 日本建築学会編：建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事
- (3) 日本建築学会編：JASS 5 T-608電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法

4. 対象範囲

- 3.1 国土交通省の「鉄筋測定要領~~2012~~」に規定された、土木(橋梁)のコンクリート構造物（橋梁上部・下部工事及びボックスカルバート）の非破壊試験による鉄筋の配筋状態及びかぶり厚さ測定
- 3.2 日本建築学会 「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 ~~2015~~」に規定された、建築分野の構造体コンクリートの鉄筋位置及びかぶり厚さ測定

5. 資格認証技術者の能力

5.1 「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」認証者

資格認証された技術者は、認証を受ける条件となった探査装置及び「鉄筋測定要領」を組み合わせた条件下において、「鉄筋測定要領」に記載された橋梁上部工、下部工及びボックスカルバート工の鉄筋の配筋状態及びかぶり厚さを電磁波レーダ法による非破壊試験にて測定する能力をもちます。

5.2 「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」認証者

資格認証された技術者は、認証を受ける条件となった探査装置及び「鉄筋測定要領」を組み合わせた条件下において、「鉄筋測定要領」に記載された橋梁上部工の鉄筋の配筋状態及びかぶり厚さを電磁誘導法による非破壊試験にて測定する能力をもちます。

5.3 「配筋探査資格（建築）」認証者

資格認証された技術者は、認証を受ける条件となった探査装置及び日本建築学会 「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 ~~2015~~」に規定された、建築分野の構造体コンクリートの鉄筋位置及びかぶり厚さを非破壊試験にて測定する能力をもちます。

6. 試験の種類

配筋探査資格認証試験には次の種類があります。

6.1 新規試験

6.1.1 新規試験（「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」、「配筋探査資格（電磁誘導法）」）

資格を取得していない者が受ける最初の試験のことで、「学科（一次）試験」と「実技（二次）試験」があります。「実技（二次）試験」は、電磁波レーダ法による実技試験と電磁誘導法による実技試験の2科目あり、「学科（一次）試験」合格者のみ受験できます。学科試験合格者には、2年間有効の「実技試験受験資格証」を発行します。

6.1.2 新規試験「配筋探査資格（建築）」

建築学科講習、建築学科修了試験および建築実技講習を経て、建築実技試験を受験していただきます。

6.2 再試験

6.2.1 再試験（「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」、「配筋探査資格（電磁誘導法）」）

- (1) 「学科（一次）試験」の不合格者は、改めて「学科（一次）試験」の受験申請をして受験することになります。
- (2) 「実技（二次）試験」の不合格者は最初の合否通知発行日より2年以内に実施される「実技（二次）試験」（計4回）を再試験として受験することができます。再試験の不合格者は、改めて「学科（一次）試験」の受験申請をして受験することになります。

6.2.2 再試験（建築）

「建築実技試験」の不合格者は、最初の合否通知発行日より2年以内に実施される「実技試験」（計4回）を再試験として受験することができます。再試験の不合格者は、改めて「新規試験」の受験申請をして受験することになります。

6.3 更新審査及び再認証試験

6.3.1 更新審査

更新とは、資格を既に取得している者が、新規認証登録日又は再認証登録日から5年の有効期限を超えて資格延長することを言います。更新するためには、更新申請者は更新審査申請し、書類審査に合格する必要があります。

更新審査は、資格の有効期限内で有効期限の1年前から申請できます。

6.3.2 再認証試験

再認証とは、資格を既に取得している者が、更新後の有効期限を超えて資格延長することを言います。再認証には再認証試験に合格する必要があります。「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」の再認証試験は「電磁波レーダ法」、「配筋探査資格（電磁波誘導法）」の再認証試験は「電磁誘導法」による実技試験とします。「配筋探査資格（建築）」の再認証試験は、建築学科講習、建築学科修了試験合格、建築実技講習（任意）を経て、電磁誘導法による「建築実技試験」とします。再認証試験は、資格の有効期限内で有効期限の2年前から受験できます。

6.4 受験料

6.4.1 「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」、「配筋探査資格（電磁誘導法）」

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 学科（一次）試験 | 10,000 円（＋消費税） |
| (2) 実技（二次）試験 | 9,000 円（＋消費税）科目ごと |
| (3) 実技再試験 | 9,000 円（＋消費税）科目ごと |
| (4) 再認証試験 | 9,000 円（＋消費税）科目ごと |
| (5) 配筋探査講習会テキスト | 会員 7,000 円、非会員 9,000 円（＋消費税） |

6.4.2 「配筋探査資格（建築）」

建築資格試験 *22,000 円（＋消費税）

*上記金額には建築学科講習、建築学科修了試験、建築実技講習、建築実技試験の費用全てを含みます。

7 受験申請資格

新規試験を受験しようとする者は、満 18 歳以上で、次の要件のいずれかを満足することが必要です。

7.1 配筋探査技術者資格「配筋探査資格（電磁波レーダ法）」、「配筋探査資格（電磁誘導法）」

- 7.1.1 日本非破壊検査工業会が主催する「配筋探査講習会」受講者
- 7.1.2 日本非破壊検査工業会が発行した有効期限内の「JASS 5 T-608 講習会」修了証保有者
- 7.1.3 コンクリート構造物における配筋探査及びかぶり厚さ測定の教育・訓練を 40 時間以上受けたことを雇用責任者により証明された者

7.1.4 次の資格のいずれか一つを有する者

- (1) コンクリート技士・主任技士
- (2) コンクリート診断士
- (3) 建築士（一級、二級）

- (4) 土木施工管理技士（1級、2級）
- (5) 建築施工管理技士（1級、2級）
- (6) 技術士（建設）

7.2 配筋探査技術者資格（建築）

7.2.1 「配筋探査資格（土木：2021年度後期まで認証）」又は「配筋探査資格（電磁誘導法）」の保有者

8. 資格認証技術者の要件

次の要件を満足した者に「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格」を認証します。

8.1 配筋探査資格（電磁波レーダ法）

資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「実技（二次）試験」の「電磁波レーダ法実技試験」に合格した者

8.2 配筋探査資格（電磁誘導法）

資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「実技（二次）試験」の「電磁誘導法実技試験」に合格した者

8.3 資格配筋探査資格（建築）

下記のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 「配筋探査資格（土木：2021年度後期まで認証）」又は「配筋探査資格（土木・電磁誘導法）」を有する者で、建築学科講習、建築学科修了試験合格、建築実技講習を経て、建築実技試験に合格した者。
- (2) 「JASS 5 T-608 講習会修了者」で、かつその有効期限内に資格認証試験を受験申請し資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「土木・電磁誘導法実技試験」に合格した者。ただし、資格認証試験の「学科(一次)試験」の合格が2013年度前期以前の者は、別途補足資料に示す『「建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格」取得経過処置について』を参照ください。

9. 認証登録

認証登録には、新規試験合格後に行う新規認証登録、5年目の有効期限前に行う更新認証登録及び再認証登録の3つがあります。

9.1 新規認証登録

新規試験合格後に送付される『『コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳（土木・電磁波レーダ法）、（土木・電磁誘導法）又は（建築）』（新規認証）』に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

9.2 更新認証登録

更新認定後に送付される『『コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳（土木・電磁波レーダ法）、（土木・電磁誘導法）又は（建築）』（更新認証）』に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

9.3 再認証登録

再認証試験合格後に送付される『『コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳（土木・電磁波レーダ法）、（土木・電磁誘導法）又は（建築）』（再認証）』に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

9.4 資格証明書の発行

9.4.1 新規認証の資格証明書の発行

新規認証登録後に資格証明書としてポケットサイズのカードを発行します。

9.4.2 更新認証及び再認証の資格証明書の発行

更新認証登録及び再認証登録後に資格証明書の有効期限日の翌日から有効となる資格証明書を発行します。

注：1) 資格証明書を発行することによって、認証機関は技術者の資格を認証するが認証の対象となる作業の許可を与えるものではありません。

2) 雇用主は技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければなりません。

3) 個人が自分自身で雇用主となっているか、又はその個人自身が単独で申請する場合は、雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければなりません。

9.5 認証申請料

- (1) 資格証明書 新規認証申請料 5,000 円（＋消費税）科目ごと
- (2) 資格証明書 更新認証申請料 5,000 円（＋消費税）科目ごと
- (3) 資格証明書 再認証申請料 5,000 円（＋消費税）科目ごと

10. 資格証明書の有効期間

取得した資格証明書の有効期間は、資格証明書に記載の認証登録日付（初回認証登録日または更新認証登録日・再認証登録日）から5年間とします。ただし、以下の場合には無効となりますので、雇用主は無効要件発生時には、資格試験センターへ報告してください。

- (1) 認証機関が「資格認証技術者、申請者、証明者の倫理規則」に違反したと判断した場合
- (2) 認証機関が「資格登録者順守事項」に違反したと判断した場合

11. 資格登録者リスト掲載事項

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがあります。「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりです。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

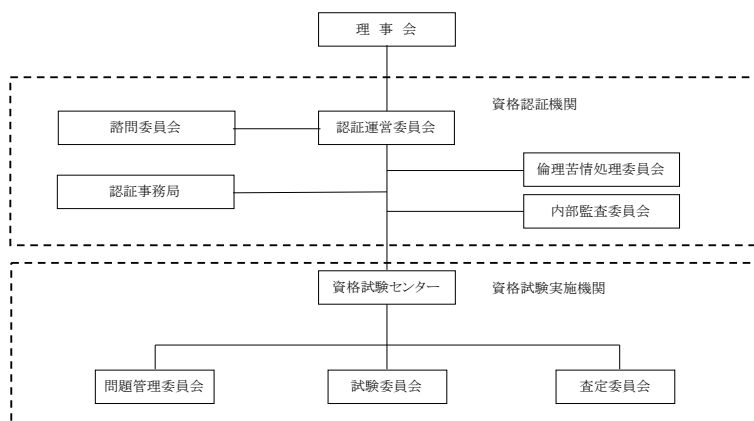
- (1) 資格登録者氏名 (2) 生年月日 (3) 初回登録日 (4) 更新認証登録日又は再認証登録日 (5) 有効期限 (6) 認証番号 (7) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX 番号） (8) その他、工業会が掲載することを決定した事項

12. 雇用主の順守事項

雇用主（認証申請者又は認証技術者が日常働いている機関の責任者、又はその責任者により業務を委任されている代理者）は以下のすべての事項を順守しなければならない。

- (1) 雇用主は、資格申請に関し、提出された個人情報正しいものであることを文書で証明しなければならない。
- (2) 雇用主は、申請者及び認証技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任をもたなければならない。
- (3) 雇用主は、探査装置のメンテナンスと手順書の維持管理について責任をもたなければならない。

13. 認証組織



【配筋探査資格認証試験（土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法）のステップ】

（一社）日本非破壊検査工業会の Web サイトをご覧ください。

受験申請書及び経歴証明書は、当工業会の Web サイトからダウンロードしてください。

受験申請書は受験資格証、教育訓練記録等のコピーを添付して、当工業会資格試験センターに指定された期日までに送付してください。

受験申請書の内容を確認し、受験資格の有無を審査します。

受験資格を確認後、受験案内及び受験票等を当工業会から発送します。

受験票は受験日の 3 週間前までに発送します。

受験料は受験案内に記載された期日までに支払いをお願いします。試験の 2 週間前までに受験票が届かない場合はお申し出ください。

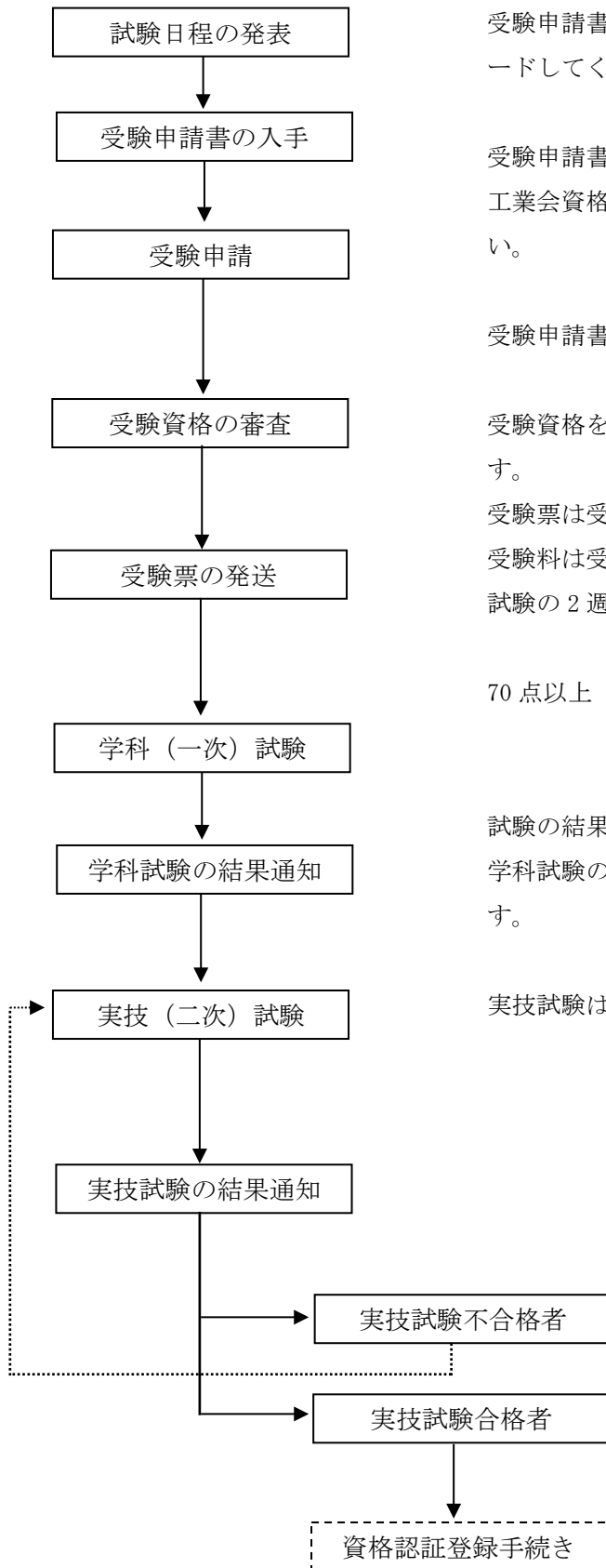
70 点以上（100 点満点）得ている者を合格とします。

試験の結果は資格試験センターから発送いたします。

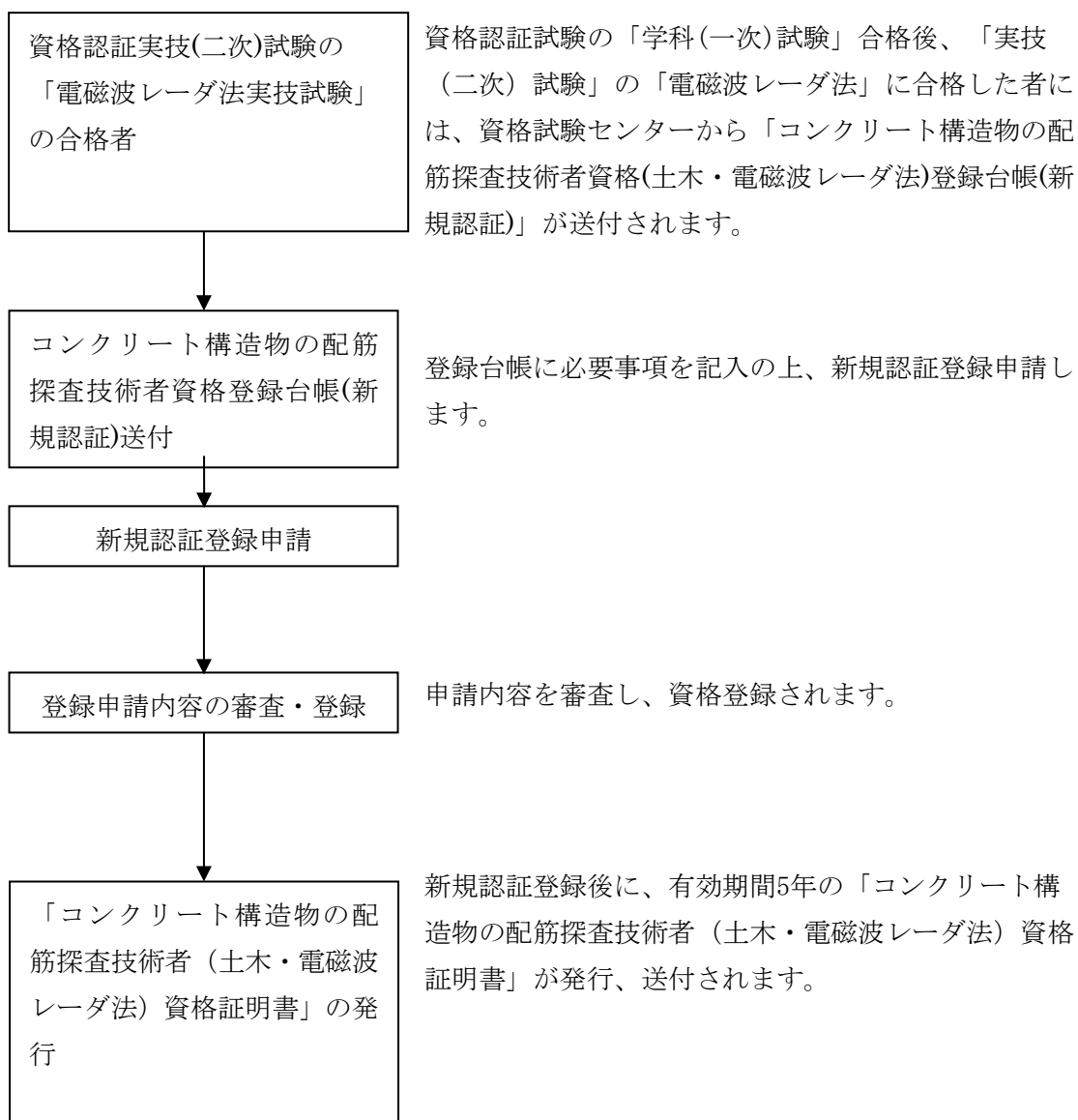
学科試験の合格者については実技試験の日時・場所等を通知します。

実技試験は、受験申請した科目について行います。

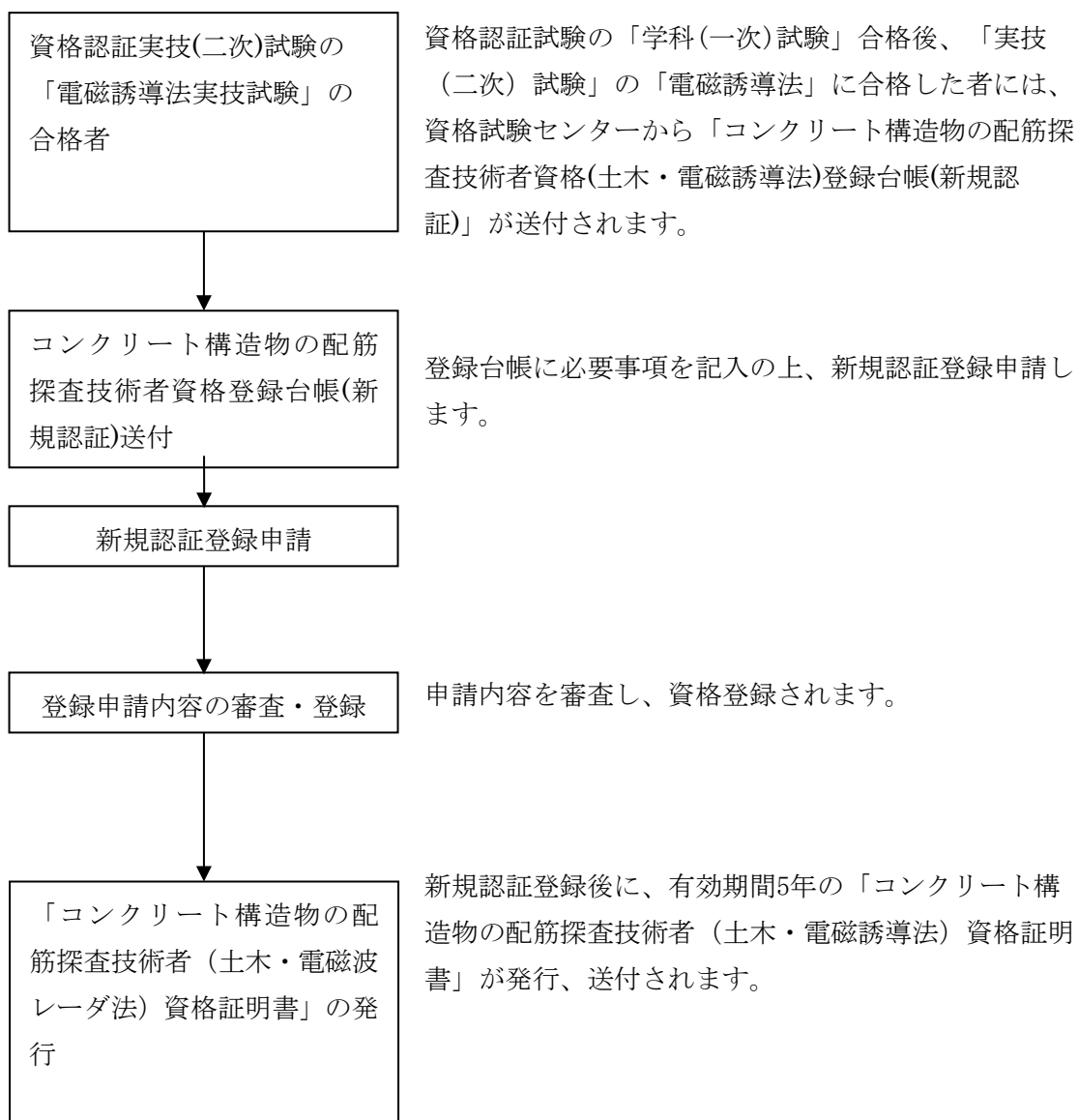
試験の結果は資格試験センターから発送いたします。不合格者には再試験の案内を通知いたします。



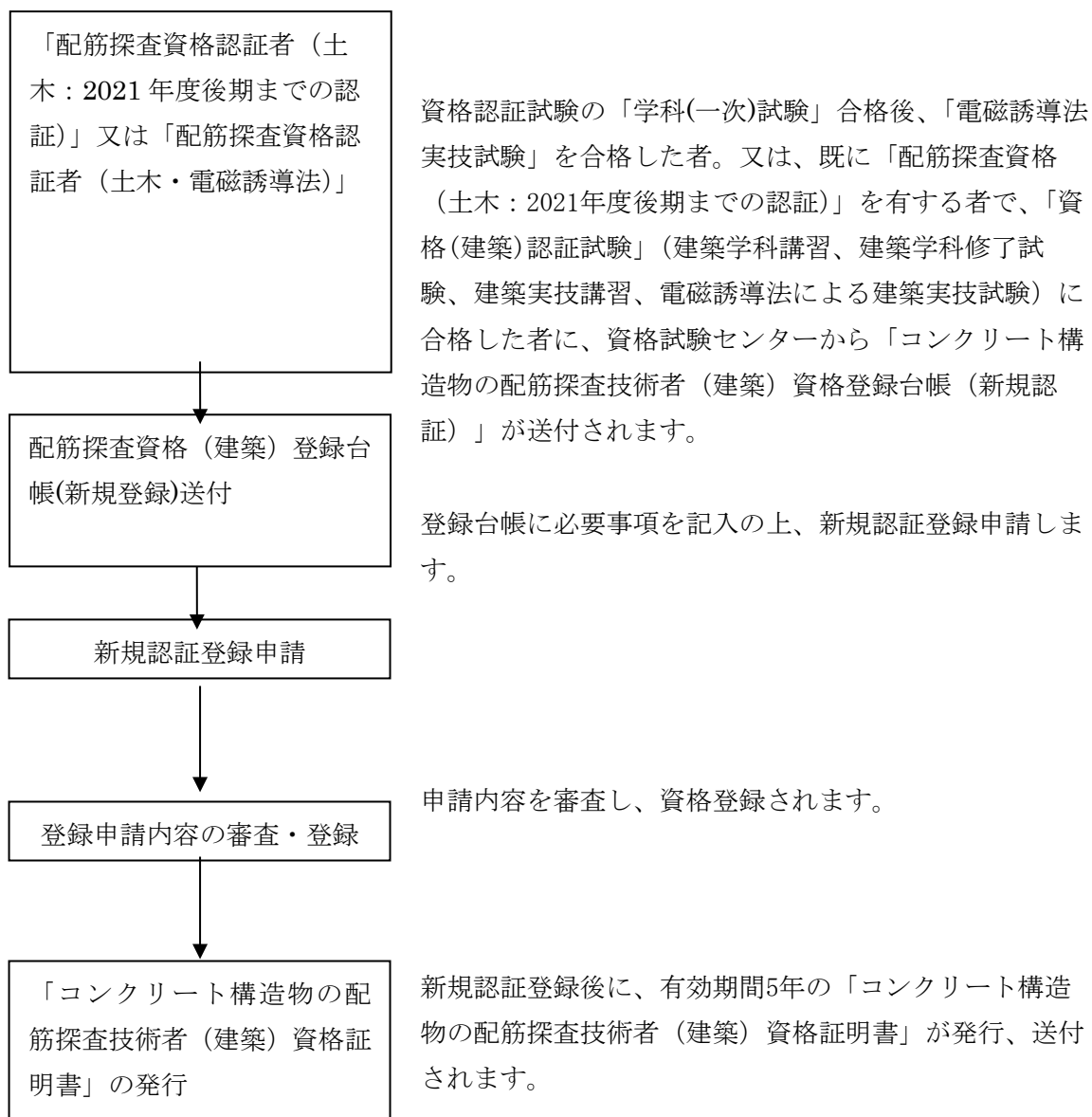
【配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）認証取得のステップ】



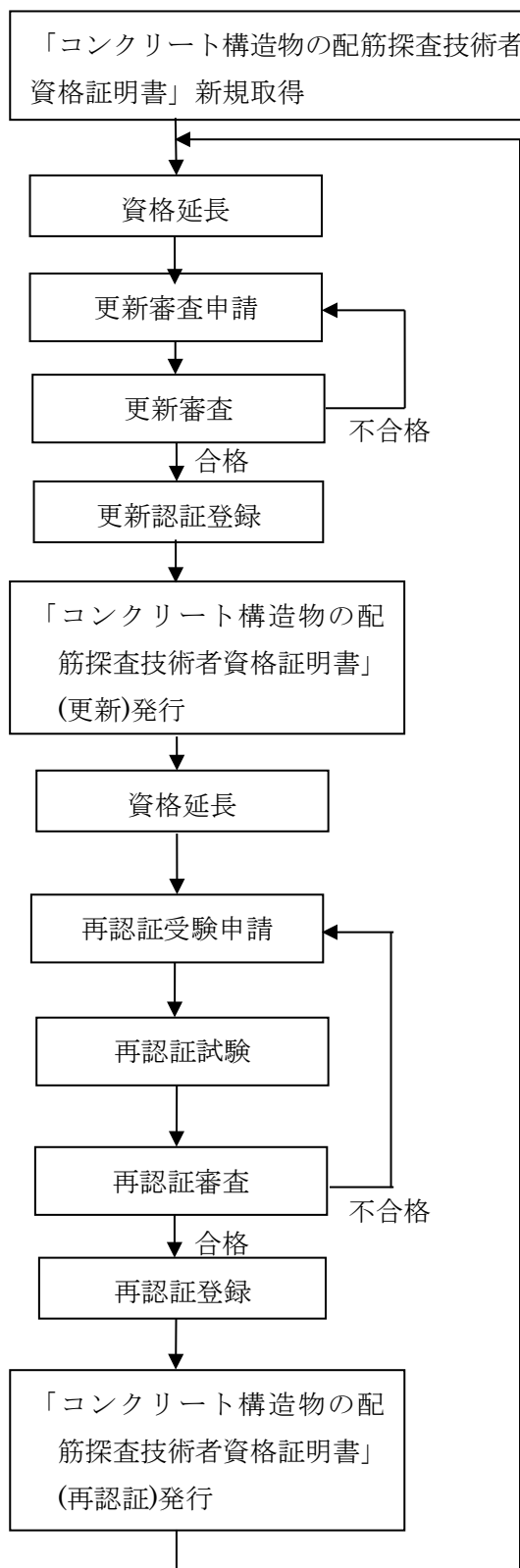
【配筋探査資格（土木・電磁誘導法）認証取得のステップ】



【配筋探査資格（建築）認証取得のステップ】



【資格更新、再認証のステップ（全科目共通）】



【資格更新のステップ】

- ・新規資格取得または再認証資格取得後、5年の有効期限を超えて資格延長する者は、更新審査申請し、書類審査に合格する必要があります。
- ・更新申請期間は、資格証明書の有効期限1年前から有効期限の1か月前までです。
- ・更新審査申請には、①更新審査申請書、②「配筋探査技術者資格証明書」（コピー）、③配筋探査に係る技術研鑽証明または教育訓練証明または実務経験証明書のいずれかを提出いただきます。
- ・合格者は、送付された「配筋探査技術者登録票台帳(更新登録)」に必要事項記入の上、登録申請します。
- ・更新認証登録後、有効期間5年の「配筋探査技術者資格証明書」(更新)が発行されます。

【再認証のステップ】

- ・更新資格取得後、5年の有効期限を超えて資格延長する者は、再認証試験に合格する必要があります。
- ・再認証試験申請期間は、資格証明書の有効期限2年前から有効期限内の決められた期日までです。
- ・再認証受験申請には、①受験申請書、②「配筋探査技術者資格証明書」（コピー）を提出いただきます。
- 「配筋探査技術者資格(土木・電磁波レーダ法)」の再認証試験は「電磁波レーダ法」、「配筋探査技術者資格(土木・電磁誘導法)」の再認証試験は「電磁誘導法」による実技試験とし、「配筋探査技術者資格(建築)」の再認証試験は、建築学科講習、建築学科修了試験合格、建築実技講習を経てからの「電磁誘導法による建築実技試験」とします。
- ・「再認証試験」の不合格者は、2年間の再認証受験申請期間内に実施される「再認証試験」（計4回）を再試験として受験することができます。
- ・再認証試験合格者には、再認証登録後、有効期間5年の「配筋探査技術者資格証明書」(再認証)が発行されます。

◆資格取得後は、次の倫理規定の順守が義務付けられます。

《資格認証技術者順守事項》

1. 資格証明書に関する義務

資格認証技術者は、資格証明書の取扱いに際し、以下の事項に従わなければなりません。

- (1) 資格証明書は、資格認証技術者個人に対する証明書であることを認識、自覚し、他の者が使用することのないように管理する。
- (2) 資格証明書に記載された事実を超えて、業務、宣伝、その他の目的に使用しない。
- (3) 誤解を招きやすい方法で資格証明書を使用しない。
- (4) 認証機関の社会的評価を損なうような方法で認証を使用せず、また、誤解を招きやすいか又は無許可であると認証機関がみなすおそれのあることを公表しない。
- (5) 資格証明書に記載されたマーク（日本非破壊検査工業会のロゴマーク）は、資格証明書以外には使用しない。
- (6) 認証の一時停止又は取消に際して、認証機関又は認証への言及を含む全ての公表を中止し、また、認証機関の発行した資格証明書を返却する。

2. 倫理順守義務

資格認証技術者は、配筋探査に関して次の不正行為を行ってはならない。

- (1) 不正な業務遂行
- (2) 検査結果に関する不正な報告又は報告書の作成
- (3) 不正行為の指示又は示唆
- (4) 不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
- (5) 資格証明書の改ざん及び貸借行為
- (6) その他、配筋探査に関する不正行為

3. 倫理違反に対する処罰

この規則に違反した資格認証技術者に対しては、次に記す処分を課します。

- (1) 配筋探査技術者資格の一定期間凍結
- (2) 配筋探査技術者資格の取消し
- (3) 違反事実、内容及び氏名の公表

資格試験の申込／日程などの詳細については「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木・建築)新規試験・実技(二次)再試験、更新審査・再認証試験受験申請実施案内」及び「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木、建築)資格試験案内〔新規試験、再試験〕、〔再認証試験〕(日程表)」を、認証登録申請については「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木、建築)資格認証登録実施案内」をご参照ください。

その他不明な点は下記へお問い合わせください。

『コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木・建築)資格認証制度のご案内 (Rev. 202204)』は2022年4月1日現在のものです。更新されるたびにRev. 番号を変更のうえ、更新案内を下記ホームページに掲載していきますのでご確認ください。

発行日 2022年4月1日

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-1

富高ビル3階

一般社団法人 日本非破壊検査工業会 認証運営委員会

Tel 03-5207-5960 Fax 03-5207-5961

<http://www.jandt.or.jp/>

**「コンクリート構造物の配筋探査技術者（土木）資格証明書」保有者の
「コンクリート構造物の筋探査技術者資格（建築）」
取得経過処置について（補足資料）**

2022年4月1日
（一社）日本非破壊検査工業会
資格試験センター

1. 建築（JASS 5 T-608）配筋探査技術者資格取得経過処置対象者

2013年度前期以前に取得した「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書（土木）」の保有者を対象とします。

「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」の要件は、2021年度までは、『「JASS 5 T-608 講習会修了者」で、かつその有効期限内に資格認証試験の受験申請をし「学科（一次）試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者、または、既に「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格（土木）」を有する者か、資格認証試験の「学科（一次）試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者で、かつその有効期限内に「JASS 5 T-608 講習会」を修了した者』としておりました。しかし、2013年度前期以前の配筋探査技術者資格試験では、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2015」に規定された「建築分野の鉄筋コンクリート工事」に関する能力考課を実施していないため、上記の資格要件の他、『2013年度後期以降実施する資格認証試験の「学科（一次）試験」を受験し合格すること』を追加したものです。

2. コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格取得方法（経過処置）

上記1.項の対象者で、有効期限内の「JASS 5 T-608 講習会修了証」保有者であることが前提となります。

- (1) 2013年度後期より実施する資格認証試験の「学科（一次）試験」を受験し、合格者には「配筋探査技術者資格（建築）」資格を認証します。
- (2) 「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書」、「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期間は5年間となっておりますので、有効期限内であれば(1)項の「学科（一次）試験」の受験申請が可能です。
- (3) 「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書」、「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期限を過ぎた場合、今回の経過処置による「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」は与えられませんのでご注意願います。
- (4) 本資格認証者には、新たに有効期間5年の「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書（建築）」を発行いたします。

[資格認証特例取得費用]

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 学科（一次）試験受験料 | 10,000 円（+消費税） |
| (2) 資格証明書 新規認証申請料 | 5,000 円（+消費税） |

「JASS 5T-608 講習会修了証」保有者の 「コンクリート構造物の筋探査技術者資格（建築）」取得の特例措置について

2022年4月1日
(一社)日本非破壊検査工業会
資格試験センター

1. 配筋探査技術者資格（建築）資格取得要件の変更

2022年度前期の配筋探査技術者資格制度の変更に伴い、「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」の要件は、「配筋探査技術者資格（土木）」または「配筋探査技術者資格（土木・電磁誘導法）」の保有者で、かつその有効期限内に資格（建築）認証試験の受験申請を行い、建築学科講習受講、建築学科修了試験合格、建築実技講習受講を経て、建築実技試験に合格した者となりました。従来実施していた JASS 5 T-608 講習会を廃止し、今後、建築資格受験申請者は、同講習会の学習内容については、試験の一環として、別の形の講習で習得していただくことになりました。

2. 配筋探査技術者資格（建築）特例措置対象者

2021年度後期までに取得した「JASS 5 T-608 講習会修了証」の保有者を対象とします。本講習会修了者への公平性を保持するため、「JASS 5 T-608 講習会修了証」保有者で、「配筋探査技術者資格（建築）」を取得していない者について、下記の特例措置を適用いたします。

- (1) 2022年度前期より実施する「配筋探査技術者資格 学科（一次）試験」及び、「配筋探査技術者資格 土木・電磁誘導法（二次）試験」に合格した者には、5年間有効の「配筋探査技術者資格（建築）」を付与します。
- (2) 「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期間は5年間となっておりますので、有効期限内であれば(1)項の「学科（一次）試験」の受験申請が可能です。
- (3) 「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期限を過ぎた場合、今回の経過処置による「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」は与えられませんのでご注意ください。

[資格認証（建築）特例取得費用]

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 学科（一次）試験受験料 | 10,000 円（+消費税） |
| (2) 実技（二次）土木・電磁誘導法受験料 | 9,000 円（+消費税） |
| (3) 資格証明書 新規認証申請料 | 5,000 円（+消費税） |